役割及構成す	
総則的部分	

びる 責も

任の

た自

め治

の拡

制充 度推

等進

の

ഗ

- 1 条例名称

(仮称)川崎市自治基本条例

- 2 前 文

前文

- 3 目 的

・市民、議会及び議員並びに市長及び行政が担う役割及び責任の明確化 ・自治の推進及び拡充に必要な区のあり方、制度、仕組みの規定 自律的な自治の運営の確立

> 参加 協働

まちづくり

市民の公共の福祉の向上、開かれた市政運営の展開

- 4 条例の位置づけ

最高規範性

- 5 定 義

市民 事業者

- 6 基本理念

市民自治

- 7 自治の基本原則

情報共有の原則 参加の原則 協働の原則

- 1 市 民

(1)市民の権利 包括的な権利 参加する権利 知る権利 行政サービスを享受する 権利

(2)市民の責務

(3)事業者の責務

(4)コミュニティ

- 2 議 会

議会の設置及び議員の宣誓 議会の権限と責任 議員の役割と責任

- 3 市長・行政

(1)市長その他の執行機関 市長の設置等 市長その他の執行機関の責務 市長などの宣誓

(2)行政運営

(3)計画的な行政運営

(4)行政組織のあり方

(5)財政運営等

(6)苦情、不服、侵害に対 する措置

- 4 🗵

区及び区役所 区役所の役割と責務 区に関する市長の責務 区における市民自治の推進 区の予算の確保

- 1 情報共有による自治の営み

(1)情報提供

(2)情報公開

(3)個人情報保護

- 2 参加による自治の営み

(1)総合計画等への参加

(2)審議会等への参加

(3)パブリック・コメント制度

(4)評価

(5)住民投票制度

- 3 協働による自治の営み

・協働の推進

・協働のための施策整備等

関係について

- ・対等・協力の関係
- ・積極的な連携

推順 (仮)

- ・設置規定
- ・委員会の役割等